

●事業所得（商業、工業、農業、医業、漁業などからの所得）や不動産所得（地代、家賃）などのある人で、一年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人

●土地、建物などを譲渡した人

●サラリーマンで年収が二千万円を超える人、給与以外の所得が二十万円を超える人

確定申告が必要な方

確定申告

申告書
自分で書いて
お早めに

早めに窓口で
便利な郵送で

申告と納税は、正しく、お早めに。

所得税・事業税・住民税
3/15(水)まで

消費税・地方消費税
3/31(金)まで

※所得税の申告期限は、申告書の提出日から2月15日までです。
※確定申告書の提出は、申告書の提出日から2月15日までです。
※確定申告書の提出は、申告書の提出日から2月15日までです。
※確定申告書の提出は、申告書の提出日から2月15日までです。

税務署・市町村

る人、二方所以上から給与を受ける人。

サラリーマンの還付申告

確定申告をする義務のない人でも、次のような場合に確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

①マイホームをローンなどで取得した場合

②多額の医療費を支払った場合

始まります

確定申告

正しく
お早めに！

期間

2月16日（水）
3月15日（水）
※消費税・地方消費税は、3月31日（金）まで

③災害や盗難にあった場合
④年の中途で退職し、再就職しなかった方で、年末調整を受けなかった場合

所得税の確定申告は、二月十六日（水）から三月十五日（水）までですが、この還付を受けるための申告は一月から受け付けています。

納税は期限内に！

所得税の納付期限は、申告の期限と同じ三月十五日です。期限内に納税しましょう。期限を過ぎると、延滞税がかかったり、財産の差押処分や公売が行われることがあります。

うっかり期限をお忘れにないことがないように注意下さい。



所得税の主な改正点

★最高税率が引き下げられました。

★扶養控除額が引き上げられました。

| 課税所得金額 | 改正前 | 改正後 |
|--------------------|-----|-----|
| 330万円以下 | 10% | 10% |
| 330万円超 990万円以下 | 20% | 20% |
| 990万円超 1,800万円以下 | 30% | 30% |
| 1,800万円超 3,000万円以下 | 40% | 37% |
| 3,000万円超 | 50% | |

★定率減税（二十％）が実施されます。

平成十一年分以後の所得税について、所得税額の一定割合が減税（定率減税）されることになりました。

【上限二十五万円】

| 扶養親族の区分 | 改正前 | 改正後 |
|--------------------|------|------|
| 年少扶養親族（16歳未満） | 38万円 | 48万円 |
| 特定扶養親族（16歳以上23歳未満） | 58万円 | 63万円 |

扶養控除額が扶養親族の区分に応じて引き上げられました。



確定申告は、税金の精算手続きであるとともに、一年間の事業などの総決算といえます。準備はもうお済みですか？

税務署は期限間近になると大変混み合い、長時間お待ちいただくことがあります。

なお、申告書を自分でお書きになると、お待ちいただくことはありませんし、便利な郵送での申告もできます。